

参加身分措置のご案内（現職参加予定者対象）（長期）

1. 「現職参加にかかる届出」の提出について
2. 派遣期間選択制度
3. 現職参加促進費
4. 税金・社会保険・各種手当等に係る手続き
5. 国内手当
6. 国家・地方公務員で現職参加する場合の身分措置
7. その他

1. 「現職参加にかかる届出」の提出について

（1）所属先の承認について

現在所属先がある方（現職参加者）が、「休職」等の形で所属先に身分を置いたまま JICA 海外協力隊に参加する場合、原則としてご自身の所属先（人事部局）に JICA 海外協力隊へ合格した旨を伝え、必ず参加の承認を得ていただくようお願いいたします。合格後に送付される本資料を必ず所属先人事部局担当者へ提出のうえ説明し、派遣の承認を得た（例えば 教員の場合、（所属する）学校の校長ではなく、管轄する教育委員会の人事部局の承認）うえで、「参加形態申告書<別紙>現職参加にかかる届出」をご提出ください。

正式な承認を得ていなかったために、所属先から現職での参加が認められずに退職して参加、または協力隊への参加を断念せざるを得なくなった事例がありますのでご注意ください。

なお、所属先に対して、青年海外協力隊事務局からの現職参加制度に関する説明が必要な場合はご相談ください。

（2）「現職参加にかかる届出」の届出方法

所属先の参加承認を取り付けた「参加形態申告書<別紙>『現職参加にかかる届出』」を、期限までにメール（所属先を cc.）で提出してください。

2. 派遣期間選択制度

（1）派遣期間選択制度とは

派遣期間選択制度は、現職参加者の JICA 海外協力隊への参加環境を一層整えることを目的に導入された制度です。通常の派遣では、開発途上国への派遣期間が 2 年間に加え、派遣前訓練を受講頂くことから、現職参加者の職場を離れる期間としては、合計で 2 年 3 か月～2 年 6 か月程度（派遣前訓練後の派遣タイミングによって異なる）の期間が必要となります。一方、「現職参加 派遣期間選択制度」をご利用頂く場合には、現職参加者の職場を離れる期間が、派遣前訓練

と派遣期間を併せて2年間となります。

○2023年度1次隊派遣の場合（例）

・通常派遣：（訓練翌月に派遣された場合の例）

派遣前訓練期間（2023年4月～7月）+派遣期間（2023年8月～2025年7月）
（参加期間が合計で2年3か月）

・派遣期間選択制度による派遣：

派遣前訓練期間（2023年4月～7月）+派遣期間（2023年8月～2025年3月）
（参加期間が合計で2年）

※なお、現職参加 派遣期間選択制度を選択した場合には、帰国日は、本邦出発日に関わらず隊次毎に固定されますので、変更できません。また、派遣期間の延長は原則不可です。

現職参加予定の合格者は、通常の派遣期間（派遣期間が2年間）か「現職参加者 派遣期間選択制度利用」のどちらかを選択し、参加形態申告書 <別紙> 「現職参加にかかる届出」にて、所属先と合意が図れた内容で提出してください。

（2）選択方法

「参加形態申告書<別紙>現職参加にかかる届出」の2.「派遣期間にかかる要望」欄にて、所属先と合意が図れた内容で記入した上で提出してください。

3. 現職参加促進費

（1）現職参加促進費とは

現職参加促進費とは、隊員がJICA海外協力隊に応募する前から常勤の従業員として勤務する所属先に対して支給する費用で、隊員の協力隊に参加中及び帰国後においてもその雇用の継続を促進することを目的としています。

（2）支給対象

応募時の所属先に籍を置いたままJICA海外協力隊に参加する隊員の所属先が対象となります。有給休職、無給休職のいずれも対象となります。支給に際して要件がありますので、詳細はJICA海外協力隊ウェブサイト（3-11 現職参加）にて「現職参加促進費のご案内」をご確認ください。

（3）手続き方法

「参加形態申告書<別紙>現職参加にかかる届出」提出後、JICAから所属先へ申請書類等をお送りします。（隊員ご本人への送付ではありません。）

4. 税金・社会保険・各種手続き

現職参加を考えている方は、各自で所属先、市区町村、所管の税務署、年金事務所等に、派遣中の税金、社会保険その他の必要な手続きについての扱いを確認の上、早めに必要な諸手続きを行ってください。

5. 国内手当

以下の方は、国内手当の支給対象となります。

- ・本邦支出対応手当…退職または無給休職で参加し、且つ 65 歳未満の方
- ・協力活動完了金…退職または無給休職で参加する方（年齢制限なし）
- ・経験者手当…シニア案件に参加される方（詳細は JICA 海外協力隊ウェブサイト（3-5 国内手当）をご確認ください。）

6. 国家・地方公務員で現職参加する場合の身分措置

（1）国家公務員

①「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。

②「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」（平成 19 年法律第 45 号）により「自己啓発等休業制度」（無給休職）にて参加することもできます。

※国家公務員（国立大学法人、特定独立行政法人含む）は、当機構にて赴任のための公用旅券を作成せず、所属（所管）省庁を通じて公用旅券発給依頼を行います。詳しくは所属先まで必要な手続き等ご確認ください。

（2）地方公務員

①「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（昭和 62 年法律第 78 号）に基づく各自治体の条例の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。

②「自己啓発等休業制度」の創設について定める「地方公務員法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 46 号）に基づく各自治体の条例により、「自己啓発等休業制度」（無給休職）にて参加することもできます。

7. その他

●本内容は、文書発出時点での情報となるため、変更される場合もあります。必ず、JICA からの最新のご案内に沿ってご対応ください。